

神戸市東遊園地再整備検討委員会開催要綱

平成 28 年 5 月 30 日

建設局長決定

(趣旨)

第 1 条 東遊園地の再整備方針について、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、東遊園地再整備検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 委員会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民代表
- (3) 市職員
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱し、又は任命する委員の人数は、20 名以内とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、平成 29 年 3 月 31 日までとする。ただし、必要がある場合はさらに 1 年延長できるものとする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の指名等)

第 4 条 建設局長は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 建設局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(委員会の公開)

第 5 条 委員会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、建設局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 委員会を公開することにより公正かつ円滑な委員会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 委員会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に必要な事項は、建設局公園部長が定める。

附 則（平成 28 年 5 月 30 日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 5 月 30 日より施行する。